



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*1 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例	(人事課).....	3
*2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	4
*3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	24
*4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	29
*5 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	31
*6 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	36
*7 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	46
*8 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	59

公布された条例のあらまし

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の期末手当の支給割合を改めました。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、平成30年6月以降に支給する期末手当についての改正規定は、同年4月1日から施行します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、職員の給与について、次のとおり改定しました。

ア 扶養手当について、配偶者の手当額を減額するとともに、子の手当額を引き上げました。

(第14条関係)

イ 初任給調整手当の上限額を引き上げました。(第20条関係)

ウ 勤勉手当の支給割合を改めました。(第24条関係)

エ 給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第1～別表第3関係)

(2) 通勤手当について、通勤のため自宅又は勤務公署の最寄駅等の周辺にある駐車場を利用した場合の通勤手当の額の改定を行いました。(第15条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、1の(1)アの改正規定、平成30年6月以降に支給する勤勉手当に係る1の(1)ウの改正規定及び1の(2)の改正規定は、同年4月1日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給与について、給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第1～別表第6関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、一般職の任期付研究員の給与について、次のとおり改定しました。

(1) 給料表の給料月額を引き上げました。(第5条関係)

(2) 期末手当の支給割合を改めました。(第6条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、平成30年6月以降に支給する期末手当に係る1の(2)の改正規定は、同年4月1日から施行します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、一般職の任期付職員の給与について、次のとおり改定しました。

(1) 給料表の給料月額を引き上げました。(第7条及び別表第1～別表第3関係)

(2) 期末手当の支給割合を改めました。(第10条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、平成30年6月以降に支給する期末手当に係る1の(2)の改正規定は、同年4月1日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、教育職員の給与について、次のとおり改定しました。

ア 扶養手当について、配偶者の手当額を減額するとともに、子の手当額を引き上げました。

(第14条関係)

イ 勤勉手当の支給割合を改めました。(第20条関係)

ウ 給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第2及び別表第3関係)

(2) 給料の調整額を定めることができる対象に、特別支援学級を担当し、又は特別の教育課程の授業を担当する職員であって、特別支援教育に直接従事することを本務とするものを追加しました。(第10条の2関係)

(3) 通勤手当について、通勤のため自宅又は勤務学校の最寄駅等の周辺にある駐車場を利用した場合の通勤手当の額の改定を行いました。(第15条の3関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、1の(1)アの改正規定、平成30年6月以降に支給する勤勉手当に係る1の(1)イの改正規定並びに1の(2)及び(3)の改正規定は、同年4月1日から施行します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、市町村立学校職員の給与について次のとおり改定しました。

ア 扶養手当について、配偶者の手当額を減額するとともに、子の手当額を引き上げました。

(第16条関係)

イ 給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第1～別表第3関係)

(2) 給料の調整額を定めることができる対象に、高等学校において特別支援学級を担当し、又は特別の教育課程の授業を担当する職員であって、特別支援教育に直接従事することを本務とするものを追加しました。(第12条の2関係)

(3) 通勤手当について、通勤のため自宅又は勤務校の最寄駅等の周辺にある駐車場を利用した場合の通勤手当の額の改定を行いました。(第17条の3関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、1の(1)アの改正規定並びに1の(2)及び(3)の改正規定は、平成30年4月1日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告等に基づき、警察官の給与について次のとおり改定しました。

ア 扶養手当について、配偶者の手当額を減額するとともに、子の手当額を引き上げました。(第12条関係)

イ 勤勉手当の支給割合を改めました。(第22条関係)

ウ 給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第2関係)

(2) 通勤手当について、通勤のため自宅又は勤務公署の最寄駅等の周辺にある駐車場を利用した場合の通勤手当の額の改定を行いました。(第13条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、1の(1)アの改正規定、平成30年6月以降に支給する勤勉手当に係る1の(1)イの改正規定及び1の(2)の改正規定は、同年4月1日から施行します。

条 例

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第1号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

第1条 知事及び副知事の給与その他の給付条例(昭和22年和歌山県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た</p>

額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の175とする。

額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の170とする。

第2条 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の172.5とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の175とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 9 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第2号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から11年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつ</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から11年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつ</p>

ては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号及び第 2 号（第 1 号から第 3 号までに掲げる職に係るもの）にあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとに人事委員会規則の定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額41万4,300円
 - (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額5万700円
 - (3)・(4) 略
- 2・3 略

(勤勉手当)

第24条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 略

ては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号及び第 2 号（第 1 号から第 3 号までに掲げる職に係るもの）にあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとに人事委員会規則の定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額41万3,800円
 - (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額5万600円
 - (3)・(4) 略
- 2・3 略

(勤勉手当)

第24条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100

	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	
再	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600		
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000		
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700		
任	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200		
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600		

用	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
職	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
員	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
以	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
外	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
の	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
職	77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	
	78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800		
	79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100		
	80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400		
員	81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600		
	82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900		
	83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200		
	84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400		
	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600		
	86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900		
	87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200		
	88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400		
	89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600		
	90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900		
	91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200		
	92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400		
	93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600		

94		294,400	342,200	381,100						
95		294,800	342,700	381,500						
96		295,200	343,100	381,900						
97		295,400	343,200	382,200						
98		295,700	343,700	382,700						
99		296,100	344,100	383,100						
100		296,500	344,400	383,500						
101		296,700	344,700	383,800						
102		297,000	345,100							
103		297,400	345,500							
104		297,700	345,900							
105		297,900	346,400							
106		298,200	346,800							
107		298,600	347,200							
108		298,900	347,600							
109		299,100	348,100							
110		299,500	348,500							
111		299,900	348,800							
112		300,200	349,100							
113		300,300	349,600							
114		300,600								
115		300,900								
116		301,300								
117		301,500								
118		301,700								
119		302,000								
120		302,300								
121		302,700								
122		302,900								
123		303,200								
124		303,500								
125		303,800								
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第9項に規定する職員を除く。

別表第2 (第8条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,200
	2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100
	3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800
	4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600
	5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700
	6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400
	7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100
	8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800
	9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400
	10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000
	11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700
	12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500
	13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100
	14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800
	15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600
	16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300
	17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800
	18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400
	19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900
	20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500
	21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000
	22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600
	23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200
	24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700
	25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900
	26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200
	27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700
	28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200
	29	192,600	261,400	341,800	383,800	460,700
	30	194,300	263,600	343,500	385,700	463,200
	31	196,100	265,500	345,000	387,600	465,700
	32	197,800	267,600	346,700	389,500	468,200
	33	199,600	269,400	348,100	391,100	470,500
	34	201,500	271,400	349,500	392,900	472,900
	35	203,400	273,500	350,800	394,500	475,300
	36	205,300	275,400	352,300	396,300	477,800
	37	207,000	277,300	353,500	397,500	480,200
	38	208,900	278,800	354,900	399,000	482,700

	39	210,800	280,000	356,200	400,400	485,100
	40	212,700	281,500	357,600	401,800	487,600
再	41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,900
	42	216,500	283,900	359,400	404,500	492,100
	43	218,400	284,900	360,600	406,000	494,300
	44	220,300	285,900	361,700	407,600	496,500
任	45	222,000	286,600	362,900	409,000	498,200
	46	223,900	287,800	364,100	410,200	499,700
	47	225,700	289,000	365,400	411,800	501,300
	48	227,500	290,200	366,500	413,400	502,800
用	49	229,200	291,600	367,600	414,700	504,500
	50	231,000	292,900	368,900	416,100	505,900
	51	232,700	294,000	370,200	417,600	507,300
	52	234,400	295,100	371,500	419,000	508,800
職	53	235,900	296,300	372,200	420,400	509,900
	54	237,700	297,500	373,200	421,800	511,100
	55	239,400	298,800	374,100	423,200	512,300
	56	241,000	299,900	375,100	424,600	513,500
員	57	242,300	300,900	375,900	425,700	514,400
	58	243,500	302,000	376,700	427,000	515,400
	59	244,500	303,200	377,400	428,400	516,400
	60	245,600	304,300	378,100	429,700	517,400
以	61	246,700	305,200	378,700	430,500	518,500
	62	247,800	306,300	379,400	431,400	519,400
	63	248,700	307,400	380,300	432,400	520,100
	64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800
外	65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600
	66	252,100	310,500	382,600	435,000	522,400
	67	253,200	311,400	383,400	435,600	523,200
	68	254,100	312,400	384,200	436,400	524,000
の	69	255,000	313,400	384,800	436,800	524,700
	70	256,400	314,400	385,500	437,400	525,500
	71	257,900	315,500	386,200	437,900	526,300
	72	259,300	316,600	386,900	438,400	527,100
職	73	260,700	317,200	387,600	438,900	527,800
	74	262,100	318,200	388,200		
	75	263,500	319,300	388,800		
	76	264,600	320,400	389,500		
員	77	265,700	321,500	390,200		
	78	266,900	322,500	390,800		
	79	268,200	323,400	391,400		
	80	269,300	324,300	392,000		
	81	270,600	325,400	392,600		

82	271,900	326,200	393,200		
83	273,200	326,900	393,800		
84	274,400	327,700	394,400		
85	275,500	328,200	394,900		
86	276,600	328,700	395,400		
87	277,900	329,200	395,900		
88	279,100	329,700	396,600		
89	280,000	330,000	397,000		
90	281,200	330,500			
91	282,200	331,000			
92	283,400	331,500			
93	284,300	331,800			
94	285,300	332,200			
95	286,300	332,700			
96	287,300	333,200			
97	287,700	333,700			
98	288,600	334,200			
99	289,300	334,700			
100	290,200	335,200			
101	291,100	335,700			
102	291,800	336,200			
103	292,500	336,700			
104	293,200	337,200			
105	293,900	337,700			
106	294,400	338,100			
107	294,900	338,600			
108	295,400	339,000			
109	295,600	339,500			
110	296,000	339,900			
111	296,300	340,400			
112	296,600	340,800			
113	296,900	341,300			
114	297,200	341,700			
115	297,500	342,200			
116	297,800	342,600			
117	298,100	343,100			
118	298,500	343,500			
119	298,800	343,900			
120	299,200	344,300			
121	299,500	344,700			
再任用	217,100	258,300	283,100	325,500	384,000

職員						
----	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 3 (第 8 条関係)

ア 医療職給料表 (1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100
	13	287,000	367,900	429,000	497,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300
	15	294,900	374,700	433,900	501,400
	16	298,800	378,400	436,400	503,500
	17	302,600	382,000	438,500	505,600
	18	306,200	384,700	440,900	507,600
	19	309,700	387,500	443,200	509,600
	20	313,300	390,200	445,600	511,600
	21	316,900	393,100	447,200	513,400
	22	320,600	395,700	449,600	515,200
	23	324,100	398,300	452,000	517,100
	24	327,600	400,700	454,300	519,000
	25	331,100	402,900	456,300	520,700
	26	333,900	405,200	458,600	522,500
	27	336,500	407,400	460,800	524,300
	28	339,100	409,700	463,100	526,100
	29	341,900	412,000	465,300	527,800
	30	344,000	414,100	467,600	529,600

再	31	346,200	416,100	469,900	531,400
	32	348,600	418,200	472,100	533,200
任	33	350,900	420,200	474,100	534,800
	34	353,300	422,100	476,200	536,600
	35	355,500	423,900	478,300	538,300
	36	358,000	425,900	480,400	540,100
用	37	360,400	427,800	482,500	541,700
	38	362,800	429,800	484,300	543,300
	39	365,200	431,800	486,100	544,700
	40	367,400	433,800	487,900	546,300
職	41	369,700	435,600	489,600	547,800
	42	371,100	437,400	491,400	549,200
	43	372,600	439,100	493,200	550,600
	44	374,000	440,900	495,000	551,900
員	45	375,300	442,800	496,600	553,100
	46	376,700	444,600	498,300	554,100
	47	378,200	446,400	500,100	555,100
	48	379,700	448,100	501,900	556,100
以	49	380,900	449,900	503,500	557,100
	50	381,900	451,600	504,800	558,000
	51	382,900	453,400	506,100	558,900
	52	383,800	455,200	507,400	559,800
外	53	384,700	457,100	508,500	560,600
	54	385,600	458,300	509,800	561,500
	55	386,300	459,500	511,100	562,400
	56	387,200	460,700	512,400	563,300
の	57	388,000	461,900	513,400	564,200
	58	388,900	462,900	514,200	565,100
	59	389,700	463,900	515,000	566,000
	60	390,500	464,900	515,800	566,700
職	61	391,100	465,700	516,700	567,600
	62	391,600	466,400	517,500	568,500
	63	392,000	467,100	518,400	569,400
	64	392,500	467,800	519,200	570,300
員	65	392,800	468,500	520,100	571,200
	66		469,200	521,000	
	67		469,900	521,700	
	68		470,600	522,600	
	69		470,900	523,500	
	70		471,600	524,300	
	71		472,300	525,200	
	72		473,000	526,100	
	73		473,400	526,900	

74			474,000	527,800	
75			474,700	528,700	
76			475,400	529,400	
77			475,800	530,200	
78			476,400	531,100	
79			477,000	532,000	
80			477,500	532,900	
81			478,100	533,700	
82			478,600	534,600	
83			479,100	535,500	
84			479,600	536,400	
85			480,000	537,200	
86			480,600	538,100	
87			481,000	539,000	
88			481,500	539,900	
89			482,000	540,700	
90			482,600		
91			483,200		
92			483,600		
93			484,100		
94			484,700		
95			485,300		
96			485,900		
97			486,400		
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医 療 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700

	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400
	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500
再	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600
	41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100
	42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500
任	43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900
	44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300
	45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700
	46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100
用	47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500

職	48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800
	49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100
	50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500
	51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800
	52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100
員	53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400
	54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400	
	55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700	
	56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000	
以	57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300	
	58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600	
	59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900	
	60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300	
外	61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500	
	62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800	
	63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100	
	64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400	
の	65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600	
	66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500		
	67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200		
	68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800		
職	69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200		
	70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700		
	71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200		
	72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700		
員	73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300		
	74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800		
	75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400		
	76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000		
	77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500		
	78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000		
	79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500		
	80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000		
	81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300		
	82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800		
	83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200		
	84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600		
	85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000		
	86		289,100	325,000	345,900			
	87		289,300	325,200	346,200			
	88		289,500	325,600	346,500			
	89		289,900	326,000	346,900			
	90		290,100	326,400	347,200			

	91		290,300	326,800	347,600				
	92		290,500	327,200	347,900				
	93		290,900	327,500	348,300				
	94		291,100	327,700	348,600				
	95		291,300	328,100	348,900				
	96		291,600	328,400	349,200				
	97		292,000	328,600	349,500				
	98		292,300	328,900	349,900				
	99		292,500	329,200	350,300				
	100		292,800	329,500	350,700				
	101		293,100	329,700	351,200				
	102		293,300	330,000	351,600				
	103		293,500	330,400	352,000				
	104		293,800	330,600	352,400				
	105		294,100	330,700	352,900				
	106			331,000					
	107			331,400					
	108			331,600					
	109			331,800					
	110			332,200					
	111			332,600					
	112			333,000					
	113			333,200					
再任用職員			188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医 療 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800

5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800
6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900
7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100
8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200
9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700
10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700
11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600
12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600
13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600
14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700
15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800
16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800
17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800
18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800
19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900
20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000
21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700
22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800
23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900
24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900
25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900
26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500
27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400
28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300
29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100
30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800
31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500
33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600

	49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900
	50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000
	51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200
	52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300
	53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500
	54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500
	55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600
	56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700
	57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800
	58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300
	59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900
	60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300
	61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900
	62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400
	63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800
	64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300
	65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900
	66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300
	67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600
再	68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900
	69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300
	70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	
	71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	
任	72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900	
	73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600	
	74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100	
	75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700	
用	76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200	
	77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600	
	78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200	
	79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700	
職	80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000	
	81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300	
	82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800	
	83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200	
員	84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500	
	85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800	
	86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300	
	87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800	
以	88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200	
	89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500	
	90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900	
	91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400	

外 の 職 員	92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800
	93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200
	94	281,400	314,600	348,000	366,000	
	95	282,300	315,300	348,700	366,400	
	96	283,300	315,900	349,300	366,700	
	97	284,000	316,600	349,700	367,300	
	98	284,800	316,900	350,100	367,800	
	99	285,400	317,500	350,600	368,300	
	100	286,300	318,200	351,000	368,800	
	101	287,100	318,600	351,500	369,400	
	102	287,900	319,200	351,900	369,900	
	103	288,700	319,800	352,400	370,400	
	104	289,500	320,400	352,800	370,800	
105	290,200	320,800	353,100	371,400		
106	290,700	321,300	353,600	371,900		
107	291,200	321,800	354,000	372,400		
108	291,700	322,300	354,300	372,900		
109	291,900	322,700	354,800	373,500		
110	292,200	323,100	355,300	373,900		
111	292,400	323,400	355,800	374,400		
112	292,800	323,700	356,300	374,900		
113	293,100	324,100	356,800	375,500		
114	293,300	324,500	357,300	375,900		
115	293,700	324,900	357,800	376,400		
116	294,000	325,200	358,200	376,900		
117	294,300	325,400	358,600	377,500		
118	294,600	325,700	359,000	377,900		
119	294,900	326,100	359,500	378,400		
120	295,300	326,300	360,000	378,900		
121	295,600	326,500	360,400	379,500		
122	296,000	326,800	360,900			
123	296,300	327,100	361,400			
124	296,700	327,400	361,900			
125	296,900	327,600	362,200			
126	297,100	327,900				
127	297,400	328,300				
128	297,800	328,500				
129	298,000	328,600				
130	298,300	328,900				
131	298,700	329,300				
132	299,100	329,500				
133	299,300	329,800				
134	299,600	330,200				

135	300,000	330,600				
136	300,300	331,000				
137	300,500	331,300				
138	300,800	331,700				
139	301,200	332,100				
140	301,500	332,500				
141	301,700	332,800				
142	302,100	333,200				
143	302,500	333,500				
144	302,800	333,900				
145	302,900	334,200				
146	303,200	334,600				
147	303,500	335,000				
148	303,900	335,400				
149	304,100	335,700				
150	304,300	336,100				
151	304,600	336,500				
152	304,900	336,900				
153	305,300	337,200				
154	305,500					
155	305,700					
156	306,000					
157	306,300					
158	306,600					
159	306,900					
160	307,200					
161	307,600					
162	307,900					
163	308,200					
164	308,500					
165	308,900					
166	309,200					
167	309,500					
168	309,800					
169	310,200					
再任用職員	234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については1万3,000円とし、同項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）とする。</p> <p>4 略</p>
<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第3号に掲げる職員で、自転車駐車場又は自動車駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。）を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の人事委員会規則で定めるところにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額（その額が3,000円を超えるときは、3,000円）を加算した額とする。</p> <p>4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額</p> <p>5～8 略</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</p> <p>4～7 略</p> <p>(勤勉手当)</p>

第24条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

第24条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第20条第1項及び別表第1から別表第3までの改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は平成29年4月1日から、第1条の規定（第24条第2項の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項及び附則第6項において「第2条改正後条例」という。）第14条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この項及び次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、前項第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」とする。

5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後条例第14条第1項ただし書の規定

は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは、「同項第2号」とする。

6 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、第2条改正後条例第14条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「8級」とあるのは「8級以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

（人事委員会規則への委任）

7 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第3号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1（第26条関係）

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料月額	円 151,500	円 214,800	円 254,800	円 274,200	円 289,300	円 314,700	円 356,400	円 389,500	円 440,600

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、165,700円又は185,800円とする。

別表第2（第26条関係）

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料 月額	円 152,300	円 202,400	円 283,100	円 325,500	円 384,000

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、170,700円とする。

別表第3（第26条関係）

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 256,200	円 338,200	円 392,600	円 465,600

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料 月額	円 181,700	円 191,700	円 243,100	円 256,500	円 281,700	円 322,400	円 364,600

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種

が薬剤師で人事委員会規則で定めるもの又は獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、210,900円とする。

- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、170,400円とする。

ウ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料 月額	円 167,100	円 206,400	円 262,200	円 272,400	円 288,700	円 325,800

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、214,900円とする。

別表第4 (第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員教育職給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 162,500	円 207,500	円 330,700	円 414,800

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する職員に適用する。
 - この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、182,300円又は203,500円とする。
 - この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。
- イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 162,500	円 185,000	円 324,000	円 404,800

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第 2 条第 3 号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 1 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、182,300円又は203,500円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 2 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、207,500円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 3 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第 5 (第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料 月額	円 172,700	円 252,800	円 256,900	円 288,200	円 304,700	円 318,800	円 342,400	円 377,500	円 409,100

備考

- この表は、警察官の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 1 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、205,200円とする。

別表第 6 (第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員市町村立学校職員給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表

--	--	--	--	--

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 162,500	円 185,000	円 324,000	円 404,800

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する職員のうち学校栄養職員及び事務職員を除いたものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 1 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、182,300円又は203,500円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 2 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、207,500円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 3 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 162,500	円 207,500	円 330,700	円 414,800

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 1 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、182,300円又は203,500円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 3 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

ウ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員学校栄養職員給料表

職務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級

の級					
給料 月額	円 170,400	円 191,700	円 243,100	円 256,500	円 281,700

備考 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する職員のうち学校栄養職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の育児休業等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 9 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(給与に関する特例) 第 5 条 第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第 1 号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		(給与に関する特例) 第 5 条 第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第 1 号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	<u>395,000</u>	1	<u>394,000</u>
2	<u>455,000</u>	2	<u>454,000</u>
略	略	略	略
2 第 3 条第 2 号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第 2 号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		2 第 3 条第 2 号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第 2 号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円

1	329,000
2	365,000
3	393,000

3～7 略

(給与条例の適用除外等)

第6条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員(」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の167.5を乗じて得た額」とする。

1	328,000
2	364,000
3	392,000

3～7 略

(給与条例の適用除外等)

第6条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員(」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の162.5を乗じて得た額」とする。

第2条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員(」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「<u>100分の165</u>を乗じて得た額」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員(」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

2 第 1 条の規定（第 6 条第 3 項の改正規定を除く。）による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は平成29年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（第 6 条第 3 項の改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は同年12月 1 日から適用する。

（給与の内払）

3 第 1 条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 9 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>（特定任期付職員の給与に関する特例） 第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">373,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">421,000</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等） 第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第 3 条第 1 項、第14条の 3、第19条の 4 第 1 項及び第23条第 2 項の規定の適用については、職員の給与条例第 3 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条の規定」と、職員の給与条例第14条の 3 中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の 4 第 1 項中「人事委員会規則で定める職員（）」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受</p>	号給	給料月額		円	1	373,000	2	421,000	略	略	<p>（特定任期付職員の給与に関する特例） 第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">372,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">420,000</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等） 第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第 3 条第 1 項、第14条の 3、第19条の 4 第 1 項及び第23条第 2 項の規定の適用については、職員の給与条例第 3 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条の規定」と、職員の給与条例第14条の 3 中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の 4 第 1 項中「人事委員会規則で定める職員（）」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受</p>	号給	給料月額		円	1	372,000	2	420,000	略	略
号給	給料月額																				
	円																				
1	373,000																				
2	421,000																				
略	略																				
号給	給料月額																				
	円																				
1	372,000																				
2	420,000																				
略	略																				

ける職員を含む。」と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の167.5を乗じて得た額」とする。

- 3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。)にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の167.5を乗じて得た額」とする。

5 略

ける職員を含む。」と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の162.5を乗じて得た額」とする。

- 3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。)にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の162.5を乗じて得た額」とする。

5 略

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第8条関係)

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料 月額	円 151,500	円 214,800	円 254,800	円 274,200	円 289,300	円 314,700	円 356,400	円 389,500	円 440,600

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての特定業務等従事任期付職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が 1 級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、165,700円又は185,800円とする。

別表第 2 (第 8 条関係)

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料 月額	円 152,300	円 202,400	円 283,100	円 325,500	円 384,000

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が 1 級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、170,700円とする。

別表第 3 (第 8 条関係)

ア 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 256,200	円 338,200	円 392,600	円 465,600

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料	円	円	円	円	円	円	円

月額	181,700	191,700	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600
----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が 2 級で職種が薬剤師で人事委員会規則で定めるもの又は獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、210,900円とする。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が 1 級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、170,400円とする。

ウ 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	円 167,100	円 206,400	円 262,200	円 272,400	円 288,700	円 325,800

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が 2 級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、214,900円とする。

第 2 条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第 3 条第 1 項、第14条の 3、第19条の 4 第 1 項及び第23条第 2 項の規定の適用については、職員の給与条例第 3 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条の規定」と、職員の給与条例第14条の 3 中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の 4 第 1 項中「人事委員会規則で定める職員（<u>）とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、職員の給与条例第23条第 2 項中「100分の122.5」とあるのは「100</u></p>	<p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第 3 条第 1 項、第14条の 3、第19条の 4 第 1 項及び第23条第 2 項の規定の適用については、職員の給与条例第 3 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条の規定」と、職員の給与条例第14条の 3 中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の 4 第 1 項中「人事委員会規則で定める職員（<u>）とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、職員の給与条例第23条第 2 項中「100分の122.5」とあるのは「100</u></p>

分の165」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の165を乗じて得た額」とする。

- 3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の165を乗じて得た額」とする。

5 略

分の162.5」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の167.5を乗じて得た額」とする。

- 3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の167.5を乗じて得た額」とする。

5 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定(第10条の改正規定を除く。)による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は平成29年4月1日から、第1条の規定(第10条の改正規定に限る。)による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第6号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤労手当) 第20条 略 2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤労手当) 第20条 略 2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	156,300	200,600	329,200	416,500
	2	157,800	202,300	331,400	418,300
	3	159,300	204,000	333,700	420,100
	4	160,800	205,700	335,800	421,800
	5	162,500	207,500	338,100	423,300
	6	164,400	209,200	340,300	424,800
	7	166,200	210,900	342,600	426,700

8	168,000	212,500	344,900	428,600
9	169,800	214,300	346,700	430,400
10	171,900	216,200	348,800	432,200
11	173,900	218,100	350,900	434,100
12	175,900	220,000	353,000	435,900
13	177,900	221,700	355,100	437,600
14	180,100	223,700	357,100	439,500
15	182,300	225,700	359,100	441,300
16	184,500	227,700	361,100	443,200
17	186,800	229,600	362,900	444,900
18	189,400	232,300	364,800	446,700
19	191,900	235,000	366,600	448,500
20	194,400	237,700	368,600	450,300
21	196,900	240,300	370,200	451,900
22	198,600	243,100	372,100	453,600
23	200,300	245,700	374,000	455,500
24	202,000	248,400	375,900	457,200
25	203,500	250,900	377,200	458,900
26	205,200	253,400	379,000	460,500
27	206,900	255,900	380,800	462,100
28	208,500	258,200	382,700	463,600
29	210,000	260,900	384,600	465,100
30	211,700	263,300	386,500	466,400
31	213,400	265,500	388,400	467,700
32	215,100	267,700	390,400	469,000
33	216,700	269,800	392,100	470,200
34	218,500	272,000	393,800	470,900
35	220,300	274,200	395,400	471,600
36	222,100	276,200	397,200	472,300
37	223,700	278,500	398,400	472,900
38	225,500	280,500	399,900	
39	227,300	282,400	401,300	
40	229,100	284,400	402,700	
41	230,800	286,200	404,400	
42	232,500	288,600	405,800	
43	234,100	290,900	407,100	
44	235,700	293,400	408,600	
45	237,200	295,500	410,200	
46	238,600	298,000	411,500	
47	239,900	300,300	413,000	
48	241,100	303,000	414,600	
49	242,600	305,400	416,300	
50	244,100	307,800	417,700	

	51	245,300	310,300	419,300
	52	246,800	312,600	420,800
	53	248,000	314,900	422,500
	54	249,200	317,100	424,000
	55	250,600	319,200	425,600
	56	251,700	321,400	427,200
再	57	253,000	323,500	428,700
	58	254,100	325,600	430,200
	59	255,200	327,700	431,400
	60	256,400	329,700	432,600
任	61	257,700	331,800	433,800
	62	259,000	333,900	435,100
	63	260,400	336,100	436,400
	64	261,500	338,300	437,600
用	65	262,800	340,100	438,800
	66	264,300	342,300	440,000
	67	265,800	344,300	441,200
	68	267,500	346,500	442,400
職	69	269,000	348,300	443,600
	70	270,400	350,200	444,800
	71	271,800	352,300	446,000
	72	273,200	354,300	447,200
員	73	274,300	355,900	448,300
	74	275,700	357,800	448,900
	75	277,100	359,600	449,400
	76	278,300	361,500	449,900
以	77	279,600	363,400	450,400
	78	280,800	365,100	
	79	282,000	366,800	
	80	283,200	368,400	
外	81	284,300	369,900	
	82	285,500	371,400	
	83	286,700	372,900	
	84	287,900	374,300	
の	85	289,000	375,400	
	86	290,100	376,800	
	87	291,100	378,200	
	88	292,300	379,500	
職	89	293,400	380,800	
	90	294,500	382,100	
	91	295,700	383,300	
	92	296,900	384,600	
	93	297,500	385,900	

員	94	298,500	387,000
	95	299,600	388,300
	96	300,800	389,500
	97	301,800	390,900
	98	302,900	391,900
	99	303,900	393,000
	100	305,000	394,000
	101	305,900	394,900
	102	307,000	395,900
	103	308,100	397,000
	104	309,100	398,100
	105	309,700	398,800
	106	310,600	399,700
	107	311,400	400,600
	108	312,200	401,500
	109	313,100	402,300
	110	313,500	403,200
	111	313,900	404,000
	112	314,400	404,800
	113	315,000	405,400
	114	315,400	406,100
	115	315,900	406,800
	116	316,400	407,500
	117	317,000	408,100
	118	317,500	408,600
	119	317,900	409,000
	120	318,400	409,400
	121	318,900	409,800
	122	319,300	410,100
	123	319,800	410,400
	124	320,300	410,600
	125	320,900	410,800
	126	321,200	411,100
	127	321,500	411,400
	128	321,800	411,600
	129	322,000	411,800
	130	322,300	412,100
	131	322,600	412,400
	132	322,900	412,600
	133	323,100	412,800
	134	323,300	413,100
	135	323,500	413,400
	136	323,800	413,600

	137	324, 100	413, 800		
	138	324, 300	414, 100		
	139	324, 600	414, 400		
	140	324, 900	414, 600		
	141	325, 100	414, 800		
	142	325, 300	415, 100		
	143	325, 600	415, 400		
	144	325, 800	415, 600		
	145	326, 100	415, 800		
	146	326, 300			
	147	326, 600			
	148	326, 900			
	149	327, 100			
	150	327, 300			
	151	327, 600			
	152	327, 900			
	153	328, 100			
再任用職員		233, 600	273, 900	330, 700	414, 800

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7, 700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 3 (第 8 条関係)

中学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	156, 300	172, 200	290, 100	406, 300
	2	157, 800	174, 300	292, 700	407, 800
	3	159, 300	176, 400	295, 600	409, 300
	4	160, 800	178, 600	298, 100	410, 800
	5	162, 500	180, 600	300, 600	412, 200
	6	164, 400	182, 800	303, 000	413, 600
	7	166, 200	185, 000	305, 300	415, 100
	8	168, 000	187, 200	307, 700	416, 700
	9	169, 800	189, 500	310, 100	418, 100
	10	171, 900	192, 300	312, 700	419, 500
	11	173, 900	195, 000	315, 400	420, 900

12	175,900	197,700	318,300	422,200
13	177,900	200,600	320,800	423,500
14	180,100	202,300	322,800	424,900
15	182,300	204,000	324,800	426,300
16	184,500	205,700	327,100	427,700
17	186,800	207,500	329,200	428,900
18	189,400	209,200	331,400	430,200
19	191,900	210,900	333,700	431,400
20	194,400	212,500	335,800	432,700
21	196,900	214,300	338,100	433,800
22	198,600	216,200	340,300	435,000
23	200,300	218,100	342,600	436,300
24	202,000	220,000	344,900	437,600
25	203,500	221,700	346,700	438,900
26	205,100	223,700	348,500	440,100
27	206,700	225,700	350,400	441,100
28	208,200	227,700	352,300	442,200
29	209,900	229,600	354,100	443,400
30	211,600	232,300	355,900	444,200
31	213,300	235,000	357,600	445,000
32	215,000	237,700	359,500	445,900
33	216,500	240,300	361,000	446,800
34	218,200	243,100	362,700	447,300
35	219,900	245,700	364,200	447,800
36	221,600	248,400	366,000	448,300
37	223,100	250,900	367,900	448,800
38	224,800	253,400	369,400	
39	226,500	255,900	370,800	
40	228,200	258,200	372,400	
41	229,800	260,900	373,500	
42	231,500	263,300	374,900	
43	233,100	265,500	376,300	
44	234,700	267,700	377,800	
45	236,400	269,800	379,300	
46	237,900	272,000	380,900	
47	239,200	274,200	382,500	
48	240,600	276,200	384,000	
49	242,000	278,500	385,400	
50	243,400	280,500	386,900	
51	244,900	282,400	388,400	
52	246,100	284,400	389,800	
53	247,200	286,200	391,000	
54	248,600	288,600	392,300	

	55	249, 800	290, 900	393, 400
	56	251, 000	293, 400	394, 500
	57	252, 200	295, 500	395, 900
	58	253, 400	298, 000	397, 100
	59	254, 500	300, 300	398, 300
	60	255, 700	303, 000	399, 600
再	61	257, 100	305, 400	400, 800
	62	258, 300	307, 800	401, 800
	63	259, 500	310, 300	403, 200
	64	260, 400	312, 600	404, 500
任	65	261, 400	314, 900	405, 700
	66	262, 800	317, 100	406, 800
	67	264, 200	319, 200	408, 000
	68	265, 700	321, 400	409, 100
用	69	267, 300	323, 500	410, 100
	70	268, 800	325, 600	411, 300
	71	270, 300	327, 800	412, 500
	72	271, 700	329, 800	413, 700
職	73	272, 700	331, 900	414, 300
	74	273, 900	334, 000	415, 100
	75	275, 200	336, 200	415, 800
	76	276, 400	338, 400	416, 300
員	77	277, 700	340, 100	416, 600
	78	278, 800	342, 000	417, 000
	79	280, 000	343, 700	417, 400
	80	281, 200	345, 500	417, 800
以	81	282, 400	347, 300	418, 100
	82	283, 300	349, 100	418, 500
	83	284, 500	350, 600	418, 900
	84	285, 700	352, 400	419, 200
外	85	286, 700	353, 600	419, 500
	86	287, 600	355, 200	419, 900
	87	288, 300	356, 700	420, 300
	88	289, 300	358, 200	420, 600
の	89	290, 300	359, 600	420, 900
	90	291, 200	360, 900	421, 200
	91	292, 100	362, 300	421, 500
	92	293, 000	363, 700	421, 700
職	93	293, 300	365, 200	421, 900
	94	294, 000	366, 500	
	95	294, 700	367, 800	
	96	295, 500	369, 000	
員	97	296, 300	370, 000	

98	297,100	371,000
99	297,900	372,000
100	298,600	373,000
101	299,500	373,900
102	300,000	374,900
103	300,500	375,900
104	301,000	376,900
105	301,200	377,700
106	301,600	378,600
107	301,900	379,500
108	302,100	380,500
109	302,300	381,300
110	302,500	382,300
111	302,800	383,300
112	303,100	384,300
113	303,300	384,900
114	303,500	385,800
115	303,700	386,700
116	304,000	387,600
117	304,300	388,400
118	304,600	389,100
119	304,900	389,900
120	305,200	390,700
121	305,300	391,300
122	305,500	392,100
123	305,800	392,800
124	306,100	393,500
125	306,300	394,100
126		394,800
127		395,300
128		395,900
129		396,600
130		397,200
131		397,700
132		398,200
133		398,500
134		398,800
135		399,100
136		399,400
137		399,700
138		400,000
139		400,300
140		400,600

141			400,900		
142			401,200		
143			401,500		
144			401,800		
145			402,000		
146			402,300		
147			402,600		
148			402,800		
149			403,000		
150			403,300		
151			403,600		
152			403,800		
153			404,000		
154			404,300		
155			404,600		
156			404,800		
157			405,000		
再任用職員		224,800	270,700	324,000	404,800

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料の調整額) 第10条の2 次の各号に掲げる職員については、その職務の特殊性を考慮し、その者について定められる号給の額又はその給料月額の100分の25を超えない範囲内において、人事委員会規則の定めるところに従い、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。</p> <p><u>(1) 第2条第1号及び第3号に掲げる職員のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に定める特別支援学級を担当し、又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条に定める特別の教育課程の授業を担当する職員であって、特別支援教育に直接従事することを本務とするもの</u></p> <p><u>(2) 第2条第2号に掲げる職員</u></p> <p>(扶養手当) 第14条 略 2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(給料の調整額) 第10条の2 第2条第2号に掲げる職員については、その職務の特殊性を考慮し、その者について定められる号給の額又はその給料月額の100分の25を超えない範囲内において、人事委員会規則の定めるところに従い、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。</p> <p>(扶養手当) 第14条 略 2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4)～(7) 略

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

4 略

(通勤手当)

第15条の3 略

2 略

3 第1項第3号に掲げる職員で、自転車駐車場又は自動車駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の人事委員会規則で定めるところにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5～8 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3)～(6) 略

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円)とする。

4 略

(通勤手当)

第15条の3 略

2 略

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

4～7 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（別表第2及び別表第3の改正規定に限る。）による改正後の教育職員の給与に関する条例の規定は平成29年4月1日から、同条の規定（第20条第2項の改正規定に限る。）による改正後の教育職員の給与に関する条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例第14条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この項及び次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、前項第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第7号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給料の調整額） 第12条の2 職員のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に定める特別支援学級を担当し、又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に定める特別の教育課程の授業を担当する教育職員であって、特別支援教育に直接従事することを本務とするものについては、その職務の特殊性を考慮し、その者について定められる号給の額又は給料月額の100分の8を超えない範囲内において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、</p>	<p>（給料の調整額） 第12条の2 第2条第1項第1号に掲げる職員のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に定める特別支援学級を担当し、又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に定める特別の教育課程の授業を担当する教育職員であって、特別支援教育に直接従事することを本務とするものについては、その職務の特殊性を考慮し、その者について定められる号給の額又は給料月額の100分の8を超えない範囲内において、教育委員会が人事委員会と協</p>

給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

(扶養手当)

第16条 略

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。
 - (1) 略
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4)～(7) 略
- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。
- 4 略

(住居手当)

第16条の4 略

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。以下この項において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下この項及び次項第1号において同じ。)を支払っている職員(職員の居住の用に供するための職員住宅を貸与され、家賃を支払っている職員その他教育委員会規則で定める職員を除く。)
- (2)～(4) 略
- 2・3 略

(通勤手当)

第17条の3 略

- 2 略
- 3 第1項第3号に掲げる職員で、自転車駐車場又は自動車駐車場(教育委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの(教育委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の教育委員会規則で定めるところにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。
- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 略
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額
- 5～8 略

議して定めるところにより、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

(扶養手当)

第16条 略

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。
 - (1) 略
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3)～(6) 略
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円)とする。
- 4 略

(住居手当)

第16条の4 略

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。以下この項において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下この項及び次号第1号において同じ。)を支払っている職員(職員の居住の用に供するための職員住宅を貸与され、家賃を支払っている職員その他教育委員会規則で定める職員を除く。)
- (2)～(4) 略
- 2・3 略

(通勤手当)

第17条の3 略

- 2 略
- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 略
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4～7 略

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	156,300	172,200	290,100	406,300
	2	157,800	174,300	292,700	407,800
	3	159,300	176,400	295,600	409,300
	4	160,800	178,600	298,100	410,800
	5	162,500	180,600	300,600	412,200
	6	164,400	182,800	303,000	413,600
	7	166,200	185,000	305,300	415,100
	8	168,000	187,200	307,700	416,700
	9	169,800	189,500	310,100	418,100
	10	171,900	192,300	312,700	419,500
	11	173,900	195,000	315,400	420,900
	12	175,900	197,700	318,300	422,200
	13	177,900	200,600	320,800	423,500
	14	180,100	202,300	322,800	424,900
	15	182,300	204,000	324,800	426,300
	16	184,500	205,700	327,100	427,700
	17	186,800	207,500	329,200	428,900
	18	189,400	209,200	331,400	430,200
	19	191,900	210,900	333,700	431,400
	20	194,400	212,500	335,800	432,700
	21	196,900	214,300	338,100	433,800
	22	198,600	216,200	340,300	435,000
	23	200,300	218,100	342,600	436,300
	24	202,000	220,000	344,900	437,600
	25	203,500	221,700	346,700	438,900
	26	205,100	223,700	348,500	440,100
	27	206,700	225,700	350,400	441,100
	28	208,200	227,700	352,300	442,200
	29	209,900	229,600	354,100	443,400
	30	211,600	232,300	355,900	444,200
	31	213,300	235,000	357,600	445,000
	32	215,000	237,700	359,500	445,900
	33	216,500	240,300	361,000	446,800
	34	218,200	243,100	362,700	447,300
	35	219,900	245,700	364,200	447,800
	36	221,600	248,400	366,000	448,300

	37	223,100	250,900	367,900	448,800
	38	224,800	253,400	369,400	
	39	226,500	255,900	370,800	
	40	228,200	258,200	372,400	
	41	229,800	260,900	373,500	
	42	231,500	263,300	374,900	
	43	233,100	265,500	376,300	
	44	234,700	267,700	377,800	
	45	236,400	269,800	379,300	
	46	237,900	272,000	380,900	
	47	239,200	274,200	382,500	
	48	240,600	276,200	384,000	
	49	242,000	278,500	385,400	
	50	243,400	280,500	386,900	
	51	244,900	282,400	388,400	
	52	246,100	284,400	389,800	
	53	247,200	286,200	391,000	
	54	248,600	288,600	392,300	
	55	249,800	290,900	393,400	
	56	251,000	293,400	394,500	
	57	252,200	295,500	395,900	
	58	253,400	298,000	397,100	
	59	254,500	300,300	398,300	
	60	255,700	303,000	399,600	
再	61	257,100	305,400	400,800	
	62	258,300	307,800	401,800	
	63	259,500	310,300	403,200	
	64	260,400	312,600	404,500	
任	65	261,400	314,900	405,700	
	66	262,800	317,100	406,800	
	67	264,200	319,200	408,000	
	68	265,700	321,400	409,100	
用	69	267,300	323,500	410,100	
	70	268,800	325,600	411,300	
	71	270,300	327,800	412,500	
	72	271,700	329,800	413,700	
職	73	272,700	331,900	414,300	
	74	273,900	334,000	415,100	
	75	275,200	336,200	415,800	
	76	276,400	338,400	416,300	
員	77	277,700	340,100	416,600	
	78	278,800	342,000	417,000	
	79	280,000	343,700	417,400	

以	80	281,200	345,500	417,800
	81	282,400	347,300	418,100
	82	283,300	349,100	418,500
	83	284,500	350,600	418,900
外	84	285,700	352,400	419,200
	85	286,700	353,600	419,500
	86	287,600	355,200	419,900
	87	288,300	356,700	420,300
の	88	289,300	358,200	420,600
	89	290,300	359,600	420,900
	90	291,200	360,900	421,200
	91	292,100	362,300	421,500
職	92	293,000	363,700	421,700
	93	293,300	365,200	421,900
	94	294,000	366,500	
	95	294,700	367,800	
員	96	295,500	369,000	
	97	296,300	370,000	
	98	297,100	371,000	
	99	297,900	372,000	
	100	298,600	373,000	
	101	299,500	373,900	
	102	300,000	374,900	
	103	300,500	375,900	
	104	301,000	376,900	
	105	301,200	377,700	
	106	301,600	378,600	
	107	301,900	379,500	
	108	302,100	380,500	
	109	302,300	381,300	
	110	302,500	382,300	
	111	302,800	383,300	
	112	303,100	384,300	
	113	303,300	384,900	
	114	303,500	385,800	
	115	303,700	386,700	
	116	304,000	387,600	
	117	304,300	388,400	
	118	304,600	389,100	
	119	304,900	389,900	
	120	305,200	390,700	
	121	305,300	391,300	
	122	305,500	392,100	

	123	305,800	392,800		
	124	306,100	393,500		
	125	306,300	394,100		
	126		394,800		
	127		395,300		
	128		395,900		
	129		396,600		
	130		397,200		
	131		397,700		
	132		398,200		
	133		398,500		
	134		398,800		
	135		399,100		
	136		399,400		
	137		399,700		
	138		400,000		
	139		400,300		
	140		400,600		
	141		400,900		
	142		401,200		
	143		401,500		
	144		401,800		
	145		402,000		
	146		402,300		
	147		402,600		
	148		402,800		
	149		403,000		
	150		403,300		
	151		403,600		
	152		403,800		
	153		404,000		
	154		404,300		
	155		404,600		
	156		404,800		
	157		405,000		
再任用職員		224,800	270,700	324,000	404,800

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2(第10条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	156,300	200,600	329,200	416,500
	2	157,800	202,300	331,400	418,300
	3	159,300	204,000	333,700	420,100
	4	160,800	205,700	335,800	421,800
	5	162,500	207,500	338,100	423,300
	6	164,400	209,200	340,300	424,800
	7	166,200	210,900	342,600	426,700
	8	168,000	212,500	344,900	428,600
	9	169,800	214,300	346,700	430,400
	10	171,900	216,200	348,800	432,200
	11	173,900	218,100	350,900	434,100
	12	175,900	220,000	353,000	435,900
	13	177,900	221,700	355,100	437,600
	14	180,100	223,700	357,100	439,500
	15	182,300	225,700	359,100	441,300
	16	184,500	227,700	361,100	443,200
	17	186,800	229,600	362,900	444,900
	18	189,400	232,300	364,800	446,700
	19	191,900	235,000	366,600	448,500
	20	194,400	237,700	368,600	450,300
	21	196,900	240,300	370,200	451,900
	22	198,600	243,100	372,100	453,600
	23	200,300	245,700	374,000	455,500
	24	202,000	248,400	375,900	457,200
	25	203,500	250,900	377,200	458,900
	26	205,200	253,400	379,000	460,500
	27	206,900	255,900	380,800	462,100
	28	208,500	258,200	382,700	463,600
	29	210,000	260,900	384,600	465,100
	30	211,700	263,300	386,500	466,400
	31	213,400	265,500	388,400	467,700
	32	215,100	267,700	390,400	469,000
	33	216,700	269,800	392,100	470,200
	34	218,500	272,000	393,800	470,900
	35	220,300	274,200	395,400	471,600
	36	222,100	276,200	397,200	472,300

	37	223,700	278,500	398,400	472,900
	38	225,500	280,500	399,900	
	39	227,300	282,400	401,300	
	40	229,100	284,400	402,700	
	41	230,800	286,200	404,400	
	42	232,500	288,600	405,800	
	43	234,100	290,900	407,100	
	44	235,700	293,400	408,600	
	45	237,200	295,500	410,200	
	46	238,600	298,000	411,500	
	47	239,900	300,300	413,000	
	48	241,100	303,000	414,600	
	49	242,600	305,400	416,300	
	50	244,100	307,800	417,700	
	51	245,300	310,300	419,300	
	52	246,800	312,600	420,800	
	53	248,000	314,900	422,500	
	54	249,200	317,100	424,000	
	55	250,600	319,200	425,600	
	56	251,700	321,400	427,200	
再	57	253,000	323,500	428,700	
	58	254,100	325,600	430,200	
	59	255,200	327,700	431,400	
	60	256,400	329,700	432,600	
任	61	257,700	331,800	433,800	
	62	259,000	333,900	435,100	
	63	260,400	336,100	436,400	
	64	261,500	338,300	437,600	
用	65	262,800	340,100	438,800	
	66	264,300	342,300	440,000	
	67	265,800	344,300	441,200	
	68	267,500	346,500	442,400	
職	69	269,000	348,300	443,600	
	70	270,400	350,200	444,800	
	71	271,800	352,300	446,000	
	72	273,200	354,300	447,200	
員	73	274,300	355,900	448,300	
	74	275,700	357,800	448,900	
	75	277,100	359,600	449,400	
	76	278,300	361,500	449,900	
以	77	279,600	363,400	450,400	
	78	280,800	365,100		
	79	282,000	366,800		

	80	283,200	368,400		
外	81	284,300	369,900		
	82	285,500	371,400		
	83	286,700	372,900		
	84	287,900	374,300		
の	85	289,000	375,400		
	86	290,100	376,800		
	87	291,100	378,200		
	88	292,300	379,500		
職	89	293,400	380,800		
	90	294,500	382,100		
	91	295,700	383,300		
	92	296,900	384,600		
員	93	297,500	385,900		
	94	298,500	387,000		
	95	299,600	388,300		
	96	300,800	389,500		
	97	301,800	390,900		
	98	302,900	391,900		
	99	303,900	393,000		
	100	305,000	394,000		
	101	305,900	394,900		
	102	307,000	395,900		
	103	308,100	397,000		
	104	309,100	398,100		
	105	309,700	398,800		
	106	310,600	399,700		
	107	311,400	400,600		
	108	312,200	401,500		
	109	313,100	402,300		
	110	313,500	403,200		
	111	313,900	404,000		
	112	314,400	404,800		
	113	315,000	405,400		
	114	315,400	406,100		
	115	315,900	406,800		
	116	316,400	407,500		
	117	317,000	408,100		
	118	317,500	408,600		
	119	317,900	409,000		
	120	318,400	409,400		
	121	318,900	409,800		
	122	319,300	410,100		

123	319,800	410,400		
124	320,300	410,600		
125	320,900	410,800		
126	321,200	411,100		
127	321,500	411,400		
128	321,800	411,600		
129	322,000	411,800		
130	322,300	412,100		
131	322,600	412,400		
132	322,900	412,600		
133	323,100	412,800		
134	323,300	413,100		
135	323,500	413,400		
136	323,800	413,600		
137	324,100	413,800		
138	324,300	414,100		
139	324,600	414,400		
140	324,900	414,600		
141	325,100	414,800		
142	325,300	415,100		
143	325,600	415,400		
144	325,800	415,600		
145	326,100	415,800		
146	326,300			
147	326,600			
148	326,900			
149	327,100			
150	327,300			
151	327,600			
152	327,900			
153	328,100			
再任用職員	233,600	273,900	330,700	414,800

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 3 (第 10 条関係)

学校栄養職員給料表

職	職				
---	---	--	--	--	--

員 の 区 分	務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900
	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400
再	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000

	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700
任	41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900
	42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000
	43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200
	44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400
用	45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600
	46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400
	47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600
	48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700
職	49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700
	50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700
	51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700
	52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700
員	53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500
	54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300
	55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200
	56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100
以	57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600
	58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400
	59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200
	60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000
外	61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400
	62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100
	63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800
	64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500
の	65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900
	66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500
	67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200
	68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800
職	69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200
	70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700
	71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200
	72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700
員	73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300
	74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800
	75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400
	76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000
	77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500
	78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000
	79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500
	80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000
	81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300
	82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800

83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000
86		289,100	325,000	345,900	
87		289,300	325,200	346,200	
88		289,500	325,600	346,500	
89		289,900	326,000	346,900	
90		290,100	326,400	347,200	
91		290,300	326,800	347,600	
92		290,500	327,200	347,900	
93		290,900	327,500	348,300	
94		291,100	327,700	348,600	
95		291,300	328,100	348,900	
96		291,600	328,400	349,200	
97		292,000	328,600	349,500	
98		292,300	328,900	349,900	
99		292,500	329,200	350,300	
100		292,800	329,500	350,700	
101		293,100	329,700	351,200	
102		293,300	330,000	351,600	
103		293,500	330,400	352,000	
104		293,800	330,600	352,400	
105		294,100	330,700	352,900	
106			331,000		
107			331,400		
108			331,600		
109			331,800		
110			332,200		
111			332,600		
112			333,000		
113			333,200		
再任用職員	188,300	214,900	243,100	256,500	281,700

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の2、第16条及び第17条の3の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例（別表第1から別表第3までの改正規定に限る。）による改正後の市町村立学校職員の給与

に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この条例による改正後の第16条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この項及び次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万円）、前項第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」とする。

（教育委員会規則への委任）

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第8号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（勤労手当） 第22条 略</p> <p>2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤労手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（特定幹部警察官にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の警察官のうち再任用警察官 当該再任用警察官の勤労手当基礎額に<u>100分の45</u>（特定幹部警察官にあっては、<u>100分の55</u>）を乗じて得た額の総額</p>	<p>（勤労手当） 第22条 略</p> <p>2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤労手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>（特定幹部警察官にあっては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の警察官のうち再任用警察官 当該再任用警察官の勤労手当基礎額に<u>100分の40</u>（特定幹部警察官にあっては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p>

3～5 略

3～5 略

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

警 察 官 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700
	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000
	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900
	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600
	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100
	26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500
	27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300
	29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500
	30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200
	31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900
	32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600

	33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100
	34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	411,700	438,800	470,900
	35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	413,300	440,500	471,600
	36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	414,800	442,100	472,200
	37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	416,100	443,500	472,500
	38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	417,600	444,200	473,100
	39	236,900	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	419,100	444,900	473,600
	40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	420,600	445,600	474,100
	41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	422,100	446,000	474,600
	42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	423,400	446,600	475,000
	43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	424,700	447,300	475,400
	44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800
	45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100
	46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	427,600	449,400	
	47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400	449,900	
	48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200	450,400	
再	49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700	450,900	
	50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100	451,200	
	51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	430,500	451,500	
	52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800	451,900	
任	53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100	452,300	
	54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	431,500	452,500	
	55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800	452,800	
	56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100	453,000	
	57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400	453,400	
用	58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700	453,600	
	59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000	453,800	
	60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300	454,000	
	61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600	454,400	
警	62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900		
	63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200		
	64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500		
	65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800		
察	66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100		
	67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400		
	68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700		
	69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900		
官	70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200		
	71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500		
	72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800		
	73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000		
以	74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300		
	75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600		
	76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900		

外	77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100
	78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400
	79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700
	80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000
の	81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200
	82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500
	83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800
	84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100
警	85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300
	86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100	
	87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400	
	88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600	
察	89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800	
	90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100	
	91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400	
	92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600	
官	93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800	
	94	300,200	323,800	350,200	383,800			
	95	301,300	325,200	351,700	384,400			
	96	302,600	326,500	353,200	384,900			
	97	303,700	327,700	354,500	385,300			
	98	304,900	329,000	355,700	385,700			
	99	306,100	330,300	356,800	386,300			
	100	307,300	331,600	358,000	386,800			
	101	308,500	333,000	359,100	387,200			
	102	309,500	333,900	360,200	387,700			
	103	310,600	335,000	361,300	388,300			
	104	311,600	336,200	362,500	388,800			
	105	312,400	337,300	363,700	389,100			
	106	313,000	338,400	364,200	389,500			
	107	313,600	339,400	364,800	390,000			
	108	314,300	340,500	365,400	390,300			
	109	314,800	341,700	366,000	390,600			
	110	315,300	342,700	366,500	391,100			
	111	315,800	343,700	367,000	391,600			
	112	316,400	344,600	367,500	392,100			
	113	317,200	345,500	367,900	392,400			
	114	317,900	346,400	368,300	392,900			
	115	318,600	347,400	368,900	393,400			
	116	319,300	348,400	369,400	393,900			
	117	319,900	349,400	369,800	394,200			
	118	320,700	349,900	370,300	394,700			
	119	321,400	350,500	370,900	395,200			

	120	322, 200	351, 100	371, 400	395, 700					
	121	322, 800	351, 400	371, 500	396, 100					
	122	323, 100	351, 800	372, 100	396, 600					
	123	323, 600	352, 300	372, 600	397, 000					
	124	324, 100	352, 700	373, 000	397, 500					
	125	324, 400	353, 100	373, 500	397, 900					
	126		353, 500	374, 000						
	127		354, 000	374, 500						
	128		354, 400	375, 000						
	129		354, 800	375, 300						
	130		355, 200	375, 800						
	131		355, 600	376, 300						
	132		356, 000	376, 800						
	133		356, 200	377, 100						
	134		356, 700	377, 600						
	135		357, 100	378, 000						
	136		357, 400	378, 400						
	137		357, 700	378, 700						
	138		358, 100	379, 200						
	139		358, 600	379, 700						
	140		359, 100	380, 200						
	141		359, 400	380, 500						
	142		359, 900							
	143		360, 400							
	144		360, 900							
	145		361, 200							
再任用警察官		241, 100	252, 800	256, 900	288, 200	304, 700	318, 800	342, 400	377, 500	409, 100

第 2 条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第12条 略 2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく主としてその警察官の扶養を受けていると認められるものとする。 (1) 略 (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	(扶養手当) 第12条 略 2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく主としてその警察官の扶養を受けていると認められるものとする。 (1) 略 (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある <u>子及び孫</u>

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで
の間にある孫

(4)～(7) 略

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職務の級が9級である警察官にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

4 略

(通勤手当)

第13条 略

2 略

3 第1項第3号に掲げる警察官で、自転車駐車場又は自動車駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場」という。)を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める警察官を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第3号に定める額に当該駐車場の人事委員会規則で定めるところにより算出した1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。

4 第1項第1号又は第3号に掲げる警察官のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5～8 略

(勤労手当)

第22条 略

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤労手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90(特定幹部警察官にあっては、100分の110)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の警察官のうち再任用警察官 当該再任用警察官の勤労手当基礎額に100分の42.5(特定幹部警察官にあっては、100分の52.5)を乗じて得た額の総額

3～5 略

(3)～(6) 略

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については、1万3,000円、同項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(警察官に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円)とする。

4 略

(通勤手当)

第13条 略

2 略

3 第1項第1号又は第3号に掲げる警察官のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

4～7 略

(勤労手当)

第22条 略

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤労手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定幹部警察官にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の警察官のうち再任用警察官 当該再任用警察官の勤労手当基礎額に100分の45(特定幹部警察官にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（別表第2の改正規定に限る。）による改正後の警察職員の給与に関する条例の規定は平成29年4月1日から、同条の規定（第22条第2項の改正規定に限る。）による改正後の警察職員の給与に関する条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例第12条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職務の級が9級である警察官にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この項及び次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（警察官に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万円）、前項第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（警察官に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。
- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例第12条第3項の規定の適用については、同項中「6,500円（職務の級が9級である警察官にあっては、3,500円）」とあるのは、「6,500円」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。